

事務連絡  
平成 21 年 10 月

許可届出使用者  
表示付認証機器届出使用者  
届出販売業者 殿  
届出賃貸業者  
許可廃棄業者

文部科学省科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室

## 放射線障害防止法施行規則の改正等について

貴事業所におかれましては、日頃より放射線利用における安全確保にご尽力いただいていることと存じます。

放射性同位元素及びこれに係る廃棄物に関しては、以前より厳格な取扱いが求められているところですが、昨年5月には、放射性同位元素の使用の廃止の際に、すべての放射性廃棄物を廃棄していなかったにもかかわらず、すべての放射性廃棄物の廃棄を完了したという虚偽の報告を行った事業者がいたことが判明し、刑事告発、行政代執行にまで及んだ事件が発生しました。このような状況を踏まえ、放射性同位元素等(放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物)をより厳格に管理するため、帳簿の記載項目及び放射線管理状況報告書の様式について改訂を行うとともに、廃止時に講じなければならない措置及び廃止措置報告書等の様式について見直しを行いました。

また、安全保障に関する国際的な関心の高まりを受け、国際原子力機関(IAEA)は、核燃料物質のみならず放射性同位元素についてもテロに利用される可能性があるとして、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある放射性同位元素の移転の把握を目的とした放射線源登録制度の確立を各国に求めております。これを受けて、我が国においても当該制度を開始し、対象となる放射性同位元素の移転が行われた際には、その旨の報告を求めることとなりました。

さらに、表示付認証機器に係る手続及び合併・分割に係る手続を合理化するため、関連様式を改訂する他、様式全般にわたって用語の見直し等を行いました。

これらの改正の主要点を下記の別添資料にまとめましたので、御理解の上、速やかに必要な措置を取り、改正法令施行後も放射性同位元素等の安全管理に引き続き万全を期すようお願いいたします。

- 別添1 放射線障害防止法施行規則の改正の主要点について
- 別添2 放射線障害予防規程の作成等の留意点について
- 別添3 帳簿等の記載に関するガイドラインの概要
- 別添4 原子力・放射線の安全確保ホームページのリニューアルのお知らせ

上記の別添1～4並びに改正を行いました法令の新旧対照表等につきましては、以下のホームページの「新着情報」に掲載しておりますので、ご覧ください。

原子力・放射線の安全確保のホームページ

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/index.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/index.html)

また、帳簿等の記載に関するガイドラインにつきましては、現在、パブリックコメントの取りまとめを行っています。取りまとめが終了次第、上記のホームページにおいて公表いたします。なお、パブリックコメントの画面より、ガイドライン案を確認することができます。上記のホームページの新着情報にリンクを掲載していますので、適宜ご参照下さい。

[問い合わせ先]

文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課 放射線規制室

03-6734-4044

※なお、ご連絡は 9:30 から 18:00 までをお願いします。

## 放射線障害防止法施行規則の改正の主要点について

放射線障害防止法施行規則の改正の主要点を概観します。

**I. 記帳・放射線管理状況報告書関係****【第24条第1項関係】**

《施行日 平成22年4月1日》

以下の項目が追加・修正されました。

〈許可届出使用者・許可廃棄業者〉

- ・「受入れ又は払出しの相手先」に係る項目の追加

〈届出販売業者・届出貨貸業者〉

- ・用語の整理に伴う記帳項目の修正
- ・「保管の委託の年月日」の項目の追加
- ・「廃棄の委託」に係る項目の追加

〈その他共通事項〉

- ・「運搬」に係る項目の表記の修正

**【第24条第2項関係】**

《施行日 平成21年11月1日》

- ・第24条第1項の帳簿を毎年3月31日又は廃止日等において閉鎖することとなりました。

**【様式第50関係】**

《施行日 平成23年4月1日》

- ・記帳項目の修正及び放射性同位元素等の管理の厳格化に伴い、放射線管理状況報告書の様式が改訂されました。

**II. 廃止措置関係**

《施行日 平成21年11月1日》※

※施行日においてすでに廃止措置を講じている者については、従前の規則に従って下さい。

**【第20条、第22条及び第26条第1項関係】**

〈記録の引渡し関係〉

- ・廃止する事業所等に係る健康診断及び被ばく測定記録について、当該事業所等の廃止後、事業者が別の事業所等において許可等の地位を有する場合には、引き続き当該事業者が当該記録を保存、管理することが可能になりました。

**【第26条第1項関係】**

〈廃止措置の規制強化〉

廃止措置中において、以下の義務が新たに追加されました。

- ・廃止措置に係る記帳を行うこと
- ・放射線の量、汚染の状況及び人の被ばくに係る測定を行うこと
- ・放射線取扱主任者の資格をもつ者等に廃止措置を監督させること

〈事業所等を譲渡する場合の廃止措置の緩和〉

- ・放射線施設及び放射性同位元素等を許可使用者等に一体として譲り渡す場合、当該施設の汚染を除去せずに譲り渡すことが可能となりました。

**【第26条第3項・第4項関係】**

〈廃止措置に係る報告〉

- ・すべての放射性同位元素等を譲り渡し、廃棄し、又は返還し、放射性同位元素による汚染を除去する措置を適切に行ったことを証明する書類の添付を求める規定が追加されました。
- ・廃止等に伴う措置の報告書に係る様式が改訂されました。(様式第35)

### Ⅲ. 放射線源登録制度関係

《施行日 平成23年1月1日》

#### 【第39条第4項・第5項・第6項関係】

・人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある放射性同位元素について、個々の線源を文部科学省へ登録し、製造、輸入、受入れ、払出し、輸出、廃棄等を行ったときにはその旨及び当該放射性同位元素の内容について、また、年1回当該放射性同位元素の在庫について文部科学省へ報告する「放射線源登録制度」が始まりました。(様式第51, 52, 53)

### Ⅳ. その他様式の改訂等

《施行日 平成21年11月1日》

#### 【様式第4, 34関係】

〈表示付認証機器に係る届出〉

- ・表示付認証機器の使用及び変更の届出について同一の届書による手続が可能となりました。
- ・異なる認証番号の機器についても、同一の届書による手続が可能となりました。
- ・事業所内で保有するすべての表示付認証機器が廃止となる場合にのみ、廃止に係る届書を提出することとなりました。

#### 【様式第27, 28, 29関係】

〈合併・分割に係る申請・届出〉

- ・同一法人下に複数の事業所等がある場合でも、まとめて申請・届出手続が可能となりました。

#### 【その他様式全般】

- ・上記以外の様式についても、連絡員の電話番号等の追加、様式番号ずれ等、全般的に修正されていますので、今後は、これらの最新の様式を用いて手続を行ってください。
- ・最新の様式については、文部科学省ホームページ内の「原子力・放射線安全確保」からダウンロードが可能です。  
(別添4参照)

#### 【水戸原子力事務所長を経由する書類について】

- ・届出販売業者及び届出賃貸業者の法人住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由して各種手続の書類を提出することを明記しました(現在の運用から変更はありません)。

## I. 記帳・放射線管理状況報告書関係

### I-1 記帳項目について【第24条第1項関係】

#### 〔改正の趣旨〕

放射性同位元素等の厳格な管理を行うため、放射性同位元素等の受入先及び払出先等に係る事項を新たに記帳項目として追加したほか、帳簿に記載する事項を明確化するための表現の修正、届出販売業者又は届出賃貸業者の記帳に係る用語の整理を行いました。

#### 〔ポイント〕

##### 1. 許可届出使用者、許可廃棄業者の記帳

###### (1) 「受入れ又は払出しの相手先」に係る項目の追加【第1号ロ、第3号ロ関係】

放射性同位元素(許可廃棄業者にあつては放射性同位元素等)の受入れ又は払出しを行ったときは、その相手方の氏名又は名称についても記帳してください。

##### 2. 届出販売業者、届出賃貸業者の記帳

###### (1) 記帳に係る用語の整理【第2号イ、ロ関係】

これまでの用語「仕入れ、取得、販売、賃貸」について、用語の定義を明確にし、またすべての移転行為を網羅するため、「譲受け、譲渡し、販売、賃貸」に改めました。(詳しくは〔補足〕参照)

###### (2) 「保管の委託の年月日」の項目の追加【第2号ホ関係】

保管の委託について、委託の「期間」を記帳することとなっていますが、委託を開始した年月日についても記帳してください。

###### (3) 「廃棄の委託」に係る項目の追加【第2号へ、ト関係】

以下の項目について、新たに記帳してください。

- ・ 廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量
- ・ 放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

##### 3. その他共通事項

###### (1) 「運搬」に係る項目の表現の修正【第1号ヌ、第2号ハ、第3号へ関係】

運搬に係る記帳項目について、以下のとおりであることが明確になるよう、表現を修正しました。

- ・ 放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ・ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称
- ・ 事業者が自ら運搬を行う場合： 運搬に従事する者の氏名
- ・ 運搬を他者に委託する場合： 運搬の委託先の氏名又は名称

〔補足〕 届出販売業者・届出貨貸業者の記帳に係る用語の整理について

用語の整理を行い、「仕入れ、取得、販売、賃貸」であった用語区分を、「譲受け、譲渡し、販売、賃貸」という用語区分に改めました。用語の対応については、表のとおりです。

放射性同位元素の移転に係る用語の新旧省令対照表

状態	移転行為の種類		記帳に係る用語	
			改正省令	現行省令
入る行為 管理下に	譲受け(※1)		譲受け (回収、賃借を含む)(※2)	仕入れ／取得
	回収(貸し付けたRIを返してもらう)			
	賃借(RIを借り受ける)			
出る行為 管理下から出	譲渡し(※1)	販売	販売(※3)	販売／賃貸
		販売以外	譲渡し (返還を含む)(※2)	
	返還(借り受けたRIを返す)			
	賃貸(RIを貸し付ける)		賃貸	

RI:放射性同位元素

※1 「譲受け」及び「譲渡し」

権利、財産、法律上の地位等を、その同一性を保持させつつ、他人から移転されること及び他人に移転することをいいます。具体的には、輸出入、販売、購入、販売した線源の引取り、購入した線源の引渡し等が該当します。なお、「回収」、「返還」、「賃貸」、「賃借」については、放射性同位元素の管理者は変わりませんが、その所有権は移転されないため、「譲受け」「譲渡し」には該当しません。

※2 「譲受け(回収及び賃借を含む。)」及び「譲渡し(返還を含む。)」について (第2号イ)

「回収」及び「賃借」は、用語の定義としては「譲受け」には該当しませんが(※1)、これらはともに放射性同位元素が管理下に入る行為であり、「譲受け」と項目を分けて記帳する必要もないため、第24条第1項においては「譲受け」に含めて記載されています。同様に、「返還」についても「譲渡し」に含めて記載されています。なお、実際の記帳においては、これらの行為を区別して記帳して頂いても結構です。

※3 「販売その他譲渡し」について (第2号ロ)

「販売」は用語の定義としては「譲渡し」に該当する行為ですが、届出販売業者が販売した放射性同位元素の種類、数量及び販売先等については、その他の「譲渡し」とは区別して記帳する必要があることから、第24条第1項においては「販売」「その他譲渡し」と規定されています。

I-2 帳簿の閉鎖について【第24条第2項関係】

〔改正の趣旨及びポイント〕

第24条第1項の記帳については、一年ごとに帳簿を閉鎖することとされていましたが、毎年度の放射線管理状況報告書については閉鎖した帳簿に基づき作成されるべきものであるため、毎年3月31日に帳簿を閉鎖することとなりました。

また、放射性同位元素の使用等を廃止する際に保管している放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の数量を明らかにするため、廃止日等においても帳簿を閉鎖することとなりました。

〔補足〕

- ・ 廃止日等とは、使用の廃止日、販売・賃貸・廃棄の業の廃止日、許可の取消しの日、死亡又は解散の日を指します。
- ・ 廃止日等に閉鎖した帳簿のうち、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の保管並びに賃貸に係る帳簿については、廃止措置報告書の添付書類として提出していただくこととなります(II-4参照)。

### I-3 放射線管理状況報告書の様式変更について【様式第50関係】

放射性同位元素等の管理の厳格化等に伴い、放射線管理状況報告書の様式が改訂されました。

<主な変更点>

①「期首在庫」、「期首における保管委託数量」の追加

(許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者)

1年間の放射性同位元素の動きについて、収支がとれるように改正を行い、すべての放射性同位元素を管理できているかを確認しやすくしました。

②放射性同位元素によって汚染された物の記載 (許可届出使用者、許可廃棄業者)

可燃物、不燃物、動物等の許可廃棄業者が示す放射性廃棄物との分類ごとに記載することとし、管理の実態に即した単位で報告いただくこととしました。

③用語の修正 (届出販売業者、届出賃貸業者)

「仕入れ、取得、販売、賃貸」であった用語区分を、「譲受け、譲渡し、販売、賃貸」という用語区分に改めたことによる修正を行いました。

放射線管理状況報告書の記載の仕方については、別添2の「2. 放射線管理状況報告書の作成にあたっての留意点」及び後日公表される「帳簿等の記載に関するガイドライン」をご参照下さい。

## Ⅱ. 廃止措置関係

### Ⅱ－１ 記録の引渡し関係

【第20条第4項第7号、第22条第2項第3号、第26条第1項第9号ただし書関係】

#### 〔改正の趣旨〕

廃止する事業所等に係る健康診断及び被ばく測定記録について、当該事業所等の廃止後、事業者が別の事業所等において許可等の地位を有する場合には、廃止する事業所等の放射線業務従事者が存続する事業所等の放射線業務従事者に配置換えされることもあるため、法人単位で被ばく記録の管理を行えるよう、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として記録を保存する場合には、指定機関に記録を引き渡さなくてもよいこととなりました。

#### 〔ポイント〕

##### (1) 対象事業者

許可届出使用者、許可廃棄業者

##### (2) 適用可能な場合

- ① 同一法人が複数の事業所等において許可届出使用者又は許可廃棄業者の地位を有している場合
- ② 法人が、ある事業所等に係る使用等を移転のために廃止し、別の事業所等において新たに使用許可申請や使用の届出手続を行って、引き続き放射性同位元素の使用等を行う場合

##### (3) 注意事項

- ・ この規定(第26条第1項第9号ただし書)により、廃止する事業所の記録を引き続き保存する場合、法人は、廃止した事業所の分の記録についても保存義務を負います(第20条第4項第7号、第22条第2項第3号)。また、当該法人がすべての許可届出使用又は許可廃棄業を廃止するときには、引き続き保存していた廃止事業所の記録についても、指定機関に引き渡す必要があります。
- ・ 上記②の場合については、引き続き許可届出使用者となっている必要がありますので、廃止日を新規許可日又は届出日以降とし、空白期間がないようにして下さい。
- ・ 法人格が変更となる(個人病院が医療法人社団に加入する等)ため、新たな法人名であらかじめ新規の使用の許可の取得又は届出を行ったうえで旧許可等を廃止することにより使用を続ける場合については、法人格が変化しており法的に同一の者とみなせないため、この規定を適用することはできません。

### Ⅱ－２ 廃止措置の規制強化【第26条第1項第6, 7, 8号関係】

#### 〔改正の趣旨〕

昨年、放射性同位元素の使用の廃止の際に、すべての放射性同位元素によって汚染された物(以下単に「汚染物」という。)を処分していなかったにもかかわらず、すべての汚染物を処分したという虚偽の報告を行った事業者がいたことが判明し、刑事告発、代執行にまで及んだ事件が発生しました。この事案を踏まえ、再発を防止すべく、廃止措置中にも放射性同位元素及び汚染物を適切に管理し、またこれらが確実に処分されたことを確認できるようにするため、廃止措置期間中の放射性同位元素及び汚染物の譲渡し等について、新たに記帳の義務が課されることとなりました。

また、廃止措置中において、作業員及び一般公衆の放射線障害を防止するための措置が適切に行われること、また、廃止措置が安全かつ確実に履行されることを担保するために、作業場所及び作業員に係る測定の義務及び放射線取扱主任者の資格を有する者等による廃止措置の監督義務が新たに課されることとなりました。



## [ポイント]

### 1. 廃止措置中の放射線量の測定義務の追加【第6号関係】

#### (1) 対象事業者

許可届出使用者、許可廃棄業者

#### (2) 測定項目

- ① 事業所境界等における放射線量及び作業室等における汚染の状況の測定及び記録(第20条第1項の測定)
- ② 作業者の被ばく線量の測定及び記録(第20条第2項の測定)
- ③ 作業者の汚染の状況の測定及び記録(第20条第3項の測定)

測定の項目、方法、場所及び頻度は、基本的に廃止前に行っていた測定と変わりません。ただし、①については測定頻度が異なります。

<①の測定頻度について>

第20条第1項第4項イ、ロ、ハにおいては、1月又は6月を超えない期間ごととされていますが、廃止措置期間中においては、汚染を除去する前及び除去した後に測定を行ってください。

#### (3) 注意事項

作業室等における汚染の状況の測定結果については、廃止措置報告書の添付書類として提出していただくこととなります(Ⅱ-4参照)。

### 2. 廃止措置に係る記帳義務の追加【第7号関係】

#### (1) 対象事業者

許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者、届出賃貸業者

#### (2) 記帳項目

- ① 譲り渡した(又は返還した)放射性同位元素及び汚染物の種類、数量、年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ② 廃棄した放射性同位元素及び汚染物の種類、数量、年月日、廃棄の方法及び場所
- ③ 放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した汚染物の種類及び数量

#### (3) 注意事項

- ・ 廃止前の帳簿とは分けて、別途、帳簿を作成して下さい。
- ・ この帳簿は、廃止措置報告書の添付書類として提出していただくこととなります(Ⅱ-4参照)。

具体的な記帳の方法については、後日公表される「帳簿等の記載に関するガイドライン」をご参照下さい。

### 3. 放射線取扱主任者の資格をもつ者等による廃止措置の監督【第8号関係】

#### (1) 対象事業者

許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者、届出賃貸業者

#### (2) 内容

廃止措置期間中において廃止措置が安全かつ確実に履行されるようにするため、放射線取扱主任者の資格をもつ者等に廃止措置を監督させる義務が追加されました。

#### (3) 監督者の資格について

以下の表のとおり、許可等の区分により、監督者が有すべき放射線取扱主任者免状の区分が異なります(廃止前と同じ区分)。【第8号イ関係】

	第1種放射線取扱主任者免状を有する者※	第2種放射線取扱主任者免状を有する者※	第3種放射線取扱主任者免状を有する者※
特定許可使用者 許可使用者(非密封) 許可廃棄業者	○	×	×
許可使用者(密封) (特定許可使用者を除く)	○	○	×
届出使用者 届出販売業者 届出貨貸業者	○	○	○

※放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合は医師又は歯科医師、放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合は薬剤師でも可

なお、使用者等が死亡・解散し、清算人等が廃止措置を行っている場合等、やむを得ず、放射線取扱主任者免状を有する者を監督者として置くことができない場合には、上記区分の放射線取扱免状を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者に廃止措置の監督を行わせることができます。そのような場合には、廃止措置を行う前に、放射線規制室の審査担当までご相談下さい。【第8号口関係】

#### (4) 注意事項

廃止措置の監督を行った者の氏名等については、廃止措置報告書に記載いただくこととなります(Ⅱ-4参照)。なお、監督者の選任・解任等の手続は特段ありません(放射線取扱主任者やその代理者の選任・解任の届出を提出していただく必要もありません)。

### Ⅱ-3 事業所等を譲渡する場合の廃止措置の緩和【第26条第1項第3, 5号関係】

#### 〔改正の趣旨〕

事業譲渡や法人格の変更に伴う廃止など、放射線施設及び放射性同位元素等を丸ごと許可使用者に譲り渡す場合には、実態としては当該施設において放射性同位元素を使用し続けることとなるため、当該施設の汚染除去の措置については免除することとしました。また、上記の場合に限り、汚染物を当該事業所等の譲渡先の許可使用者に譲り渡せることとしました。

#### 〔ポイント〕

##### (1) 対象事業所

許可届出使用者の工場又は事業所、許可廃棄業者の廃棄事業所

##### (2) 適用可能な場合

すべての放射性同位元素、汚染物又は放射線発生装置及び放射線施設※全体を、そのままの状態譲り渡す場合。

※放射線施設： 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設(第1条第8号)

例えば、以下の場合が該当します。

- ①法人格が変化する(個人病院が医療法人社団に加入する等)ため、許可使用を一度廃止し、新規許可を取得して、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を続ける場合
- ②廃止に係る事業所等の全体を、他の許可使用者又は許可廃棄業者に事業譲渡する場合

##### (3) 注意事項

〈共通事項〉

- ・ 使用等を廃止する事業者は、汚染の除去以外の廃止措置については行わなければなりません。また、廃止措置報告書についても提出する必要があります。

〈上記①の場合〉

- ・ 新法人において、あらかじめ、旧法人と同様の許可を申請して下さい。
- ・ 旧法人が使用等を廃止した日から30日以内に、すべての放射性同位元素、汚染物又は放射線発生装置及び放射線施設全体を新法人に譲り渡す必要があります。このとき、新法人は使用等の許可をすでに取得している必要があります。
- ・ 法人名称の変更や、法人の合併・分割に該当する場合には、許可を廃止する必要はありません。それぞれ、名称変更又は合併・分割の手続を行って下さい。

〈上記②の場合〉

- ・ 事業を譲受する許可使用者又は許可廃棄業者は、あらかじめ、譲受に係る放射性同位元素又は放射線発生装置及び放射線施設についての許可を得ておく必要があります。(許可申請時には、事業譲受である旨を放射線規制室の審査担当にお伝え下さい。)

## II-4 廃止措置報告書【第26条第3項、第4項関係】

### 〔改正の趣旨〕

昨年、虚偽の廃止措置報告を行った事業者がいた事案を踏まえ、再発を防止すべく、廃止措置が適切に行われたことを証明する書類の添付を求める規定が追加されたとともに、廃止措置報告書の様式が改訂されました(様式第35)。

### 〔ポイント〕

#### 1. 廃止措置報告書への添付書類について【第3項関係】

廃止措置が確実に行われたことを確認するため、報告の際、様式に添付すべき書類を新たに追加しました。提出が必要な書類は、以下に掲げる書類の写しです。

〈許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者、届出貨貸業者〉

- ①所有していた放射性同位元素及び汚染物を、他者に譲り渡し、廃棄し、又は返還した際に受け取った受領書(第1号関係)
- ②事業所等の汚染を除去する前及び後に実施した測定の記録(第2号関係)
- ③廃止措置中の帳簿(第3号関係)
- ④廃止日等の属する年度の放射性同位元素及び汚染物の保管及び保管廃棄並びに賃貸に係る帳簿(第4号関係)

〈表示付認証機器届出使用者〉

- ①所有していた放射性同位元素を他者に譲り渡し、又は返還した際に受け取った受領書(第2項ただし書関係)

※汚染の除去の証明については、表示付認証機器は認証を受ける際に厳しい密封性能が求められており、認証条件に従った取扱いをしている限りは汚染が発生する蓋然性が極めて低いため、求めません。

#### 2. 上記④の書類の添付が不要な場合について【第4項関係】

以下の条件の両方を満たす許可届出使用者は、④の書類の写しは不要です。

- ①過去に密封された放射性同位元素のみを使用

- ②廃止日等において、

〈許可使用者〉 許可証に記載されたすべての放射性同位元素を所有又は所持<sup>※1</sup>

〈届出使用者〉 届出をしたすべての放射性同位元素<sup>※2</sup>を所有又は所持<sup>※1</sup>

※1 「所有又は所持」について

「所持」とは放射性同位元素を事業所等において保管している状態をいうのに対し、「所有」とは所有権を有している状態をいい、放射性同位元素を他者に貸し出している状態も含まれます。

※2 「届出をしたすべての放射性同位元素」について

使用する放射性同位元素について変更の届出をしている場合には、当該変更届が反映された最新の届出状態におけるすべての放射性同位元素を指します。

(1) 規定の趣旨

許可証に記載された数量又は届出をした数量のすべてを廃止日に所有又は所持している場合には、廃止日における保管の帳簿の記載が許可証又は届書と同じになるため、1. ④の保管の帳簿の写しを提出していただく必要はありません(1. ③の廃止措置中の帳簿については必要です)。

なお、過去に非密封放射性同位元素を使用したことがある場合は、汚染物に係る措置を確認する必要があるため、1. ④の保管の帳簿の写しが必要となります。

**3. 様式の改訂**

- ・ 「廃止措置中に監督を行つた者の氏名並びに免状の種類及び番号」及び「被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置」の欄を追加しました。
- ・ 「被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置」については、第26条第1項第9号ただし書の規定により引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として記録を保存する場合(Ⅱ-1参照)には、引き続き記録を保存する者の氏名又は名称及び記録を引き渡した年月日について記載して下さい。

### Ⅲ. 放射線源登録制度関係【第39条第4項・第5項・第6項関係】

#### 〔改正の趣旨〕

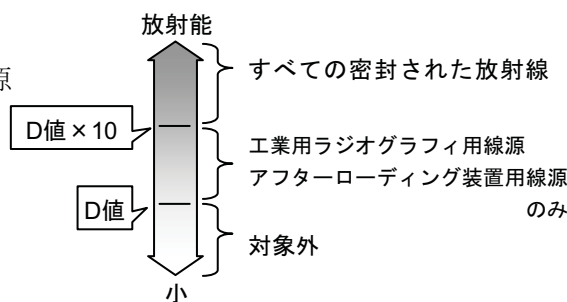
国際的な要請に基づき、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある放射性同位元素について、個々の線源を文部科学省へ登録し、製造、輸入、受入れ、払出し、輸出、廃棄等を行ったときにはその旨及び当該放射性同位元素の内容について、また、年1回当該放射性同位元素の在庫について文部科学省へ報告する「放射線源登録制度」が始まりました。

#### 〔ポイント〕

##### 1. 対象となる線源について

別添の告示「密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示」により、新たに定められました。

- ①D値\*の10倍以上:すべての密封された放射線源
- ②D値\*以上:密封された放射線源のうち
  - ・工業用ラジオグラフィ用線源  
(非破壊検査装置用線源)
  - ・アフターローディング装置用線源  
(腔内治療用線源)



※D値 (Dangerous value) :核種毎に定められた放射能値 (単位:TBq)

核種	D値×10	D値	核種	D値×10	D値
Co-60	0.3	0.03	Yb-169	3	0.3
Se-75	2	0.2	Ir-192	0.8	0.08
Ge-68	0.7	0.07	Po-210	0.6	0.06
Sb-124	0.4	0.04	Am-241	0.6	0.06
Cs-137	1	0.1	Cf-252	0.2	0.02

(その他の核種のD値については、告示の別表をご参照ください)

##### 2. 報告の種類と報告期限

報告の種類	報告対象者	報告期限
受入れ、払出し等の報告 (第39条第4項、様式第51、52)	許可届出使用者 届出販売業者 届出賃貸業者	受払い等を行った日から 15日後まで
変更等の報告 (第39条第5項、様式第52)	許可届出使用者	変更等を行った日から 15日後まで
年度末の在庫報告 (第39条第6項、様式第53)	許可届出使用者	在庫を確認した日から3月間 (毎年6月30日まで)

本制度の対象となる線源をお持ちの事業者には、平成21年6月24日付けの放射線規制室長通知により、別途ご連絡しています。今後、新たに本制度の対象となる線源を所持又は所有する場合には、下記までご連絡いただきますよう、お願い致します。

放射線規制室 放射線源登録係

Tel: 03-6734-3836 Fax: 03-6734-4048

## VI. その他様式の改訂

### IV-1 表示付認証機器に係る届出関係【様式第4, 34関係】

- ・表示付認証機器の使用及び変更の届出について同一の届書による手続が可能となりました。
- ・異なる認証番号の機器についても、同一の届書による手続が可能となりました。
- ・事業所内で保有するすべての表示付認証機器が廃止となる場合にのみ、廃止に係る届書を提出することとなりました。

#### 〔改正の趣旨〕

表示付認証機器について、より合理的な手続が可能となるよう、様式を改訂しました。

#### 〔解説〕

- ・新たな種類の表示付認証機器の使用の届出(旧様式第4)と、すでに届け出た表示付認証機器の使用に係る変更の届出(旧様式第5)を、同時に行うことができます(改正様式第4)。
- ・認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、「届出の内容」の欄中の「使用(新規)」、「変更」、「変更なし」のいずれかを丸で囲んで下さい。
- ・表示付認証機器の使用台数を変更する場合は、「変更」を丸で囲み、「台数」の欄に変更前及び変更後の台数を記載して下さい。ある認証番号の表示付認証機器の台数が0になる場合についても同様です。ただし、すべての表示付認証機器の使用を止める場合には、表示付認証機器使用廃止届(様式第34)及び許可の取り消し、使用の廃止等に伴う措置の報告(様式第35)を行って下さい。
- ・「認証番号」、「名称」、「台数」、「使用の目的」、「使用の方法」については、変更がない表示付認証機器についても記載して下さい。なお、「使用の開始の日又は変更した日」については、変更がない場合は記載する必要はありません。
- ・氏名又は名称、住所、代表者の氏名の変更を行う場合には、「氏名等の変更」の欄に変更の内容について記載して下さい。なお、その場合にあっても、「届出の内容」の欄を「変更なし」とし、「表示付認証機器の認証番号、名称、台数」、「使用の目的」、「使用の方法」について記載して下さい。

### IV-2 合併・分割に係る申請・届出関係【様式第27, 28, 29関係】

#### 〔改正の趣旨〕

改正前の様式では、合併・分割に係る申請・届出を、合併・分割に係るすべての事業所等から個別に提出する必要がありましたが、改正様式により、合併・分割する法人ごとの申請・届出であることを明確化し、同一法人下に複数の事業所等がある場合でも、まとめて申請・届出手続が可能となりました。

#### 〔解説〕

- ・この申請・届出は、合併・分割する法人ごとに提出して下さい。
- ・合併・分割に係るすべての事業所等について、「地位の承継に係る工場若しくは事業所又は廃棄事業所」の欄に記載して下さい。また、当該事業所等の許可証を、全て添付して下さい。
- ・許可使用者・許可廃棄業者は様式第27を、届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者は様式第28を、表示付認証機器届出使用者は様式第29を用いて下さい。

### IV-3 その他様式全般

上記以外の様式についても、連絡員の電話番号等の追加、様式番号ずれ等、ほぼすべての様式が改正されていますので、今後は、これらの最新の様式を用いて手続を行ってください。

ホームページからの様式ダウンロード (別添4参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/boushihou/1260815.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1260815.htm)

<様式の主な変更点>

変更内容	関係様式	変更内容の詳細及び変更の理由
電話番号等の追加	全般	・各種手続を行う上で連絡をとりやすくするため、「連絡員の氏名」の欄中に「所属部課名」の記入欄のほか、「電話番号」「FAX番号」及び「メールアドレス」の記入欄を設けました。なお、FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載して下さい。
販売所・賃貸事業所一覧の添付について	25, 26, 36, 37	・放射線障害予防規程届及び変更届、放射線取扱主任者及び代理者の選任・解任届については、販売所又は賃貸事業所の一覧を添付してもらう必要がないため、「工場又は事業所・販売所・賃貸事業所・廃棄事業所」の欄を「工場又は事業所・廃棄事業所等」とし、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつては事務上の連絡先を記載することとしました。  ・その他の様式については、事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は賃貸事業所の一覧を別紙により添付することとしました。
記載事項追加(作業室関係)	1, 7	放射能濃度の計算に必要な情報であるため、「作業室」及び「廃棄作業室」の欄に「室の容積」を追加しました。
記載事項追加(貯蔵施設関係)	1, 2, 7	・貯蔵箱の設置位置について記載する欄がなかったため、「貯蔵箱の個数、構造及び材料」の欄を「貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料」としました。
記載内容の見直し(廃棄施設関係)	1, 7	・「排風機の性能」の注として、「出力等(kW/時)及び排気能力(m <sup>3</sup> /分)を記載すること。」とされていましたが、排気能力の記載があれば出力は不要なため、下線部を削除しました。

#### IV-4 水戸原子力事務所長を経由する書類について

- ・届出販売業者又は届出賃貸業者の法人住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由して各種手続の書類を提出することを明記しました。
- ・第39条第2項の放射線施設の廃止に伴う措置の報告書及び同条第3項の放射線管理状況報告書についても、許可届出使用者の工場又は事業所、許可廃棄業者の廃棄事業所、届出販売業者又は届出賃貸業者の住所が茨城県にある場合には水戸原子力事務所長を経由して提出することを明記しました。  
いずれも、現在の運用から変更はありません。

#### 【注意点】

- ・表示付認証機器届出使用者につきましては、工場又は事業所が茨城県にある場合でも、水戸原子力事務所長を経由していただく必要はありません。放射線規制室に直接ご提出下さい。

#### 【解説】

- ・「所在地等」の用語について

「所在地等」とは、「許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等の所在地、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所」を指します。水戸原子力事務所長を経由する場合を明確にするため、第21条第4項において、新しく規定されました。なお、「事業所等」とは「工場若しくは事業所又は廃棄事業所」を指します(第10条第3項)。

放射線障害予防規程の作成等の留意点について

1. 放射線障害予防規程の作成にあたっての留意点

放射線障害予防規程の作成にあたっては、今回の改正で変更となった以下の部分についてご留意願います。放射線障害予防規程変更届は、以下に示す内容に係る変更については平成22年9月30日までに届け出て下さい。なお、それ以外の内容を変更する場合は、変更後30日以内の届出が必要です。

1-1. 全ての許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者、許可廃棄業者が行うべき変更

(1) 用語の整理、整合性

以下の用語について整理、整合性を図ること。

改正前	改正後
仕入れ先、販売先、取得先、賃貸先、受入先、払出し先 等	相手方
仕入れ又は取得	譲受け（回収及び賃借を含む。）

(2) 記帳及び保存に関すること（規則第21条第1項第4号関係）

以下の変更及び追加（下線部で示された部分）について反映させること。

変更箇所 (文中に記載の条項は、本変更が基づく規則を示す。)	変更の内容	使用	販 賃	廃 棄
(記帳) 規則第24条第1項 以下の項目について記帳を行う。				
・ <u>受入れ又は払出し</u> に係る放射性同位元素等の種類及び数量 (第3号イ)	追加	—	—	○
・ <u>放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称</u> (第1号ロ、第3号ロ)	追加	○	—	○
・ <u>工場又は事業所の外における放射性同位元素の運搬等</u> (※) の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに <u>運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称</u> (第1号ヌ、第2号ハ、第3号ヘ)  ※:届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者の場合、「工場又は事業所の外における放射性同位元素の運搬等」を以下のように読み替える。 届出販売業者、届出貨貸業者→放射性同位元素の運搬 許可廃棄業者→廃棄事業所の外における放射性同位元素の運搬等	変更:「運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名」→「運搬に従事する者の氏名 <u>又は</u> 運搬の委託先の氏名若しくは名称」	○	○	○
<b>変更前</b> ・ <u>仕入れ若しくは販売又は取得若しくは賃貸に係る放射性同位元素の種類及</u>	<b>変更後</b> ・ <u>譲受け(回収及び賃借を含む。)</u> 又は販売その他譲渡し (返還を含む。) 若しく			
	用語の整理:「仕入れ又は取得」→「譲受け(回収及び賃借を含む。)」	—	○	—



変更箇所 (文中に記載の条項は、本変更が基づく規則を示す。)	変更の内容	使用	販 賃	廃 棄
び数量 (第2号イ)	は賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量 (第2号イ)			
・ 放射性同位元素の仕入れ若しくは販売又は取得若しくは賃貸の年月日及び仕入先若しくは販売先又は取得先若しくは賃貸先 (第2号ロ)	・ 放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸の年月日及びその相手方の氏名又は名称 (第2号ロ)			
(帳簿の閉鎖) 規則第24条第2項 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖する。	・ 「一年ごと」を「毎年三月三十一日」に変更 ・ 「廃止日等」の追加	○	○	○

1-2. 特定放射性同位元素に係る行為を行う許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者が行う変更

密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの（以下「特定放射性同位元素」という。）に係る行為を行う許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者は、放射線管理の状況の報告に関すること（規則第21条第1項第11号関係）として、以下を新たに定めること。

変更箇所 (文中に記載の条項は、本変更が基づく規則を示す。)	変更の内容	使用	販 賃	廃 棄
(特定放射性同位元素に係る報告) 規則第39条 1 特定放射性同位元素に係る以下の行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。(第4項) ・ 許可届出使用者：製造、輸入、受入れ又は払出し、廃棄 ・ 届出販売業者又は届出賃貸業者：輸入、譲受け（回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。）、輸出又は譲渡し（返還、賃貸及び保管の委託を含む。）、廃棄	該当（※2：特定放射性同位元素に係る報告）がある場合、新規追加	○	○	—
2 許可届出使用者が、前述の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合、15日以内に報告を行う。(第5項)	同上	○	—	—
3 許可届出使用者は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度6月末日までに行う。(第6項)	同上	○	—	—

## 2. 放射線管理状況報告書の作成にあたっての留意点

放射線管理状況報告書の作成にあたっては、以下の事項に留意して記載して下さい。

なお、新様式による報告は、平成22年度分報告（提出期間は平成23年4月1日から同年6月末日までの間）からとなります。

### 2-1. 共通事項

イ 様式の注意書きに従うこと。

ロ 該当しない項目（例：放射線業務従事者のいない場合における「放射線業務従事者数」及び「実効線量当量分布」、密封された放射性同位元素のみを使用する場合における「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」等）については、当該項目の欄に斜線を引いて、その旨を明示すること（空欄不可）。

ハ 期末において許可届出使用者、届出販売賃貸業者、許可廃棄業者であるが、期末においてまだ業を開始していない場合又は期首から期末を通して業を行っていない場合（放射性同位元素、放射線発生装置を全く所有していない場合を含む。）にあっても、報告を行うこと。

ニ 「連絡員の氏名」の項目のうち、「FAX番号」、「メールアドレス」については可能な範囲で記載すること。

ホ 「施設等の点検の実施状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A すべての事業所等が必ず記載しなければならない（届出販売・賃貸業者を除く）。

B 「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」は、施設点検の結果、補修等の必要がない場合には「なし」と記載すること。

C 「実施回数」は、すべての項目の点検完了をもって1回と数え、「直近の実施年月日」は、報告期間中における、すべての項目の点検に要した期間のうち直近のものを記載すること（例：平成21年12月15日～平成22年3月30日）。

ヘ 「放射線業務従事者数」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 放射線業務従業者とは、取扱等業務に従事する者であって当該事業所の管理区域に立ち入る者であり、当該事業所等所属の労働者等に限られるものではないこと。ただし、法第10条6項に基づく一時的に使用する場合における使用の場所の変更により、他事業所から放射線業務従事者が来た場合は含まない。

B 年度の途中で当該事業所の放射線業務従事者でなくなった者及び新たに放射線業務従事者になった者についても、1人として数えること。

C 放射線業務従事者になる予定で教育訓練を受講し、健康診断を受診した者であっても、実際に管理区域に立ち入らない、又は立ち入っても取扱い業務を行わなければ放射線業務従事者として数えないこと。

ト 「個人実効線量分布」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「放射線業務従事者数」の合計は、への「放射線業務従事者数」と一致すること。

B 年度の途中で当該事業所の放射線業務従事者となった者又は放射線業務従事者ではなくなった者については、当該事業所の放射線業務従事者であった期間の実効線量を1年間の実効線量とみなすこと。

チ 「女子の放射線業務従事者の実効線量分布」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「女子の放射線業務従事者数」には、妊娠不能と診断された者、あるいは妊娠の意志のない旨を

申し出た者を除くこと。

B 「女子の放射線業務従事者数」の合計は、へ及びトの「放射線業務従事者数」の内数とすること。

## 2-2. 許可届出使用者に関する事項

イ 「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「受入等数量」は、期中において受け入れた数量及び製造した数量の合計を記載すること。

B 「払出等数量」は、期中において払い出した数量及び使用した数量の合計を記載すること。なお、期中において減衰補正を行った場合には、減衰補正により減少した数量を加えること。

C 「期首在庫」 + 「受入等数量」 - 「払出等数量」 = 「期末在庫」となることを確認すること。

ロ 「密封された放射性同位元素の保管の状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 複数の密封された放射性同位元素を装備し一体として使用する機器については、当該項目における「種類及び数量」に、その旨がわかるように記載すること。

B 「受入等個数」はイのAを参照のこと。

C 「払出等個数」は、期中において払い出した個数、廃棄した個数その他保管を終了した個数の合計を記載すること。

D 「数量の変更により増減した個数」は、減衰補正のため数量を変更する申請又は届出を行った場合には、変更前の数量の欄に当該数量でなくなった個数を負の値で、変更後の数量の欄に当該数量となった個数を正の値でそれぞれ記載すること。

なお、減衰補正と併せて払出し等を行うことにより、数量を変更する申請又は届出を要しない場合（許可を得ている数量A及び数量Bの放射性同位元素があった場合に、数量Aの払出しを行い、数量Bの減衰補正を行い数量Aとする場合等）にあっても、同様に記載すること。

E 「期首在庫」及び「期末在庫」には、年度をまたがって使用中の放射性同位元素（継続使用しているレベル計等）を含めること。

F 「期首在庫」 + 「受入等個数」 - 「払出等個数」 + 「数量の変更により増減した個数」 = 「期末在庫」となることを確認すること。

ハ 「放射性同位元素等の保管廃棄の状況」は、保管廃棄設備の許可を得ている許可使用者のみが記載の対象となる（届出使用者及び密封された放射性同位元素の保管廃棄設備について許可を得ていない許可使用者は対象外）。「種類及び数量」は、期末において保管廃棄設備に保管廃棄されている合計数量について、欄中に記載された放射性同位元素によって汚染されたものの種類毎に、欄中に記載された単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。なお、欄中に記載された放射性同位元素によって汚染されたものの種類とは違う分類で管理を行っている場合は、その分類で記載してもよい。

## 2-3. 届出販売業者に関する事項

イ 「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「譲り受けた数量」は、期中において譲り受けた数量（輸入、購入、販売した放射性同位元素の引取り等）、回収した数量及び貸借した数量の合計を記載すること。

B 「譲り渡した数量」は、期中において譲り渡した数量（輸出、購入元への引渡し等。ただし、販売したものを除く。）、返還した数量及び貸貸した数量の合計を記載すること。

C 「期首における保管委託数量」 + 「譲り受けた数量」 - 「販売数量」 - 「譲り渡した数量」 = 「期末における保管委託数量」となることを確認すること。

ロ 「密封された放射性同位元素の保管の状況」の項目については、イを参照のこと。

#### 2-4. 届出賃貸業者に関する事項

イ 「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「譲り受けた数量」は、期中において譲り受けた数量（輸入、購入等）、貸し付けていた放射性同位元素を回収した数量及び賃借した数量の合計を記載すること。

B 「譲り渡した数量」は、期中において譲り渡した数量（輸出、購入元への引渡し等）及び返還した数量の合計を記載すること。

C 「賃貸数量」は、期中において賃貸した数量を記載し、期末において現に賃貸している数量を括弧内に記載すること。

D 「期首における保管委託数量」＋「譲り受けた数量」－「賃貸数量」（ただし、括弧内に記載した数値は計算に用いない。）－「譲り渡した数量」＝「期末における保管委託数量」となることを確認すること。

ロ 「密封された放射性同位元素の保管の状況」の項目については、イを参照のこと。

#### 2-5. 許可廃棄業者に関する事項

イ 「放射性同位元素等の廃棄の状況」の項目については、特に次の点に留意すること。

A 「保管数量」は、期末において廃棄物貯蔵施設及び保管廃棄設備に保管されている合計数量について、欄中に記載された放射性同位元素によって汚染されたものの種類毎に、欄中に記載された単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。なお、欄中に記載された放射性同位元素によって汚染されたものの種類とは違う分類で管理を行っている場合は、その分類で記載してもよい。

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 24 条に規定する帳簿等の記載に関するガイドラインの概要

### 【制定の経緯】

近年、放射性同位元素等の発見や紛失が頻発しており、昨年 5 月には、放射性同位元素の使用の廃止の際に放射性同位元素による汚染物を放置していた事業者がいたことが判明し、刑事告発、行政代執行にまで及んだ事件が発生した。

放射性同位元素やその汚染物の記帳は、それらの管理の基本となるものである。譲受け、譲渡し、保管、製造、使用等を一体として把握できるように記帳することにより、放射性同位元素やその汚染物の所在を明らかにするとともに、法令に定められた基準に従った取扱いを行っているかどうかを確認することにもなる。本ガイドラインは、上記のような状況を踏まえ、放射線障害防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第 24 条第 1 項に規定されている記帳の内容や方法及び第 26 条第 1 項に規定されている廃止措置中の記帳についてより具体的に解説を加え、各事業所等での放射性同位元素やその汚染物の管理をより良いものにするために制定するものである。

### 【ガイドラインの主な内容】

- 放射性同位元素及びその汚染物の管理と記帳は一体であることを再確認し、放射性同位元素の受入れ又は製造といった管理下に入る行為（保管の開始）から、保管を経て、払出し、廃棄その他管理下から外れる行為（保管の終了）まで及びこれらに付随して行う工場又は事業所の外における運搬について、一体として把握できるように記帳するべきであることを示した。
- 帳簿の閉鎖とは、ただ単に帳簿を期間ごとに区切るのではなく、帳簿の集計及び在庫の確認を行うためにあるとの解釈を示し、集計の具体的方法について示した。また、施行規則第 39 条第 3 項の放射線管理状況報告書は、この集計した帳簿に基づき作成することを明示し、記帳と報告書の整合性の確保を図るようにした。
- 放射性同位元素及びその汚染物の種類及び数量について、記載内容を明示した。
- 帳簿を正確に集計できるようにするため、放射性同位元素の製造や減衰補正を行う場合等についても、具体的な記帳方法を示した。
- その他、施行規則に定められている記帳項目のうち解説が必要なものについて、具体的な記帳方法を示した。

# 原子力・放射線の安全確保ホームページリニューアルのお知らせ（別添4）

「原子力・放射線の安全確保」のホームページのアドレスが変わりました。  
様々な情報が掲載されますので、定期的にご覧ください(ブックマークをお勧めします。)

URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/index.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/index.html)

※ 文部科学省トップページからのリンクは、「科学技術・学術」→「原子力安全、生命倫理・安全等」→「原子力・放射線安全確保」

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

お知らせ 政策について 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術 スポーツ 文化

原子力・放射線安全確保

原子力・放射線の安全確保 原子炉等規制法による安全規制 放射線障害防止法による安全規制 原子力防災対策・環境放射能調査 保障措置 原子力損害賠償制度 申告・公益通報

新着情報クイックリンク

- 原子炉等規制法による安全規制
- 放射線障害防止法による安全規制
- 環境放射能・放射線・原子力防災対策(環境防災Nネット)
- 保障措置
- 審議会等
- トラブル情報
- その他

審議会等  
トラブル関連情報  
関係法令集等  
FAQ

新着情報 過去の情報一覧

2009年09月28日  
独立行政法人日本原子力研究開発機構の応用試験棟における実験器具洗浄水の漏えいに係る報告(第1報)及び文部科学省の対応について

トピックス  
新着情報・ニュース  
保障措置声明2008

「放射線障害防止法による安全規制」のページへはこちらをクリックします

新着情報が確認できます

…通知文の発出や事故・トラブル等の情報が掲載されます。

# 「放射線障害防止法による安全規制」のページ

こちらからは関係資料・関係法令等の閲覧や各種様式のダウンロードができます。  
内容の一部をご紹介します。

他のページからこのページを表示させるには  
[こちら](#)をクリックします。

放射線障害防止法による安全規制: 文部科学省 - Microsoft Internet Explorer

http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/boushihou/index.html

## 原子力・放射線安全確保

### 放射線障害防止法による安全規制

原子力・放射線の安全確保	原子炉等規制法による安全規制	<b>放射線障害防止法による安全規制</b>	原子力防災対策・環境放射能調査	保障措置	原子力損害賠償制度	申告・公益通報
--------------	----------------	------------------------	-----------------	------	-----------	---------

審議会等    トラブル関連情報    関係法令集等    F A Q

#### 放射線障害防止法による安全規制

- 放射線障害の防止とは
- 申請・届出等手続... ②
- 登録認証等実施機関
- 関係法令集... ③
- 規制の概要... ①
- 資格試験
- 放射線防護に関する国際機関
- FAQ... ④

トピックス

新着情報・ニュース

- 保障措置声明2008
- 原子力・放射線の安全確保
- 国際免除レベルの法令への取り入れの基本的考え方について
- 原子力・放射線の安全確保について
- 原子炉等規制法による安全規制
- はじめに
- 原子炉の設置、運転等
- 核燃料物質、核原料物質の使用

ページが表示されました

信頼済みサイト

# ① 「規制の概要」

放射線の利用形態や規制の現状に関する資料を閲覧・ダウンロードできます。

②放射線発生装置を有する使用事業所  
③廃業事業所

**放射線の利用形態**

**規制の現状**

- 1 放射性同位元素等取扱事業所の状況
- 2 申請・届出等の状況
- 3 放射性同位元素等取扱事業所に対する立入検査の実施状況
- 4 放射線管理状況(平成17年度)
- 5 事故の発生状況
- 6 放射線障害防止法対象施設における近年の事故事例、その原因と対策(平成18年度及び平成19年度)
- 7 安全管理の徹底に関する通知について
- 8 情報公開
- 9 原子力安全規制に係る申請及び届出等の手続きの電子化
- 10 手続きの透明性
- 11 対象事業所数

**規制の現状へのリンクはこちらから →次ページ参照**

**対象事業所数はこちら**

**お問い合わせ先**

**「対象事業所数はこちら」  
→事業所一覧が掲載されています**

**規制の概要**

放射線障害防止法(以下「放射線法」)は、放射線及び放射性同位元素等取扱施設(安全設計、設備)の適切な取扱いなどが重要と見込まれる事業所(以下「放射線法対象施設」)に付いて取巻が様々であるため、ある一定の基準(規制)が必要となります。このある一定の基準を定めた法が放射線障害防止法です。

- ①(注)放射性同位元素等取扱施設
- ②(注)許可等を受ける放射線利用同位元素等取扱施設

**放射線の利用形態**

放射線障害防止法は、作業従事者及び事業所外の一般公衆の放射線障害を防止するため、次のとおり規制を行っています。

申請 → 使用の許可(届出) → 届出(届出) → 廃業(届出) → 廃業の許可

文部科学大臣の許可

施設検査等 → 施設の基準適合義務  
使用等の基準の遵守

定期検査 → 使用食等の管理義務  
①放射線等取扱責任者の選任  
②放射線等取扱責任者の選任  
③放射線等取扱責任者の選任  
④管理区域に立ち入る者の健康診断の実施  
⑤放射線量の測定  
⑥使用、廃業、廃業等の記録  
⑦管理状況報告書の提出  
⑧放射線等取扱責任者の定期講習、等

立入検査

禁止の届出 (注)施設検査、定期検査、定期検査対象施設  
①(注)施設検査、定期検査、定期検査対象施設  
②(注)施設検査、定期検査、定期検査対象施設  
③(注)施設検査、定期検査、定期検査対象施設

**放射線の利用形態**

**規制の現状**

- 1 放射性同位元素等取扱事業所の状況
- 2 申請・届出等の状況
- 3 放射性同位元素等取扱事業所に対する立入検査の実施状況
- 4 放射線管理状況(平成17年度)
- 5 事故の発生状況
- 6 放射線障害防止法対象施設における近年の事故事例、その原因と対策(平成18年度及び平成19年度)
- 7 安全管理の徹底に関する通知について
- 8 情報公開
- 9 原子力安全規制に係る申請及び届出等の手続きの電子化
- 10 手続きの透明性
- 11 対象事業所数

規制の現状へのリンクはこちらから  
対象事業所数はこちら

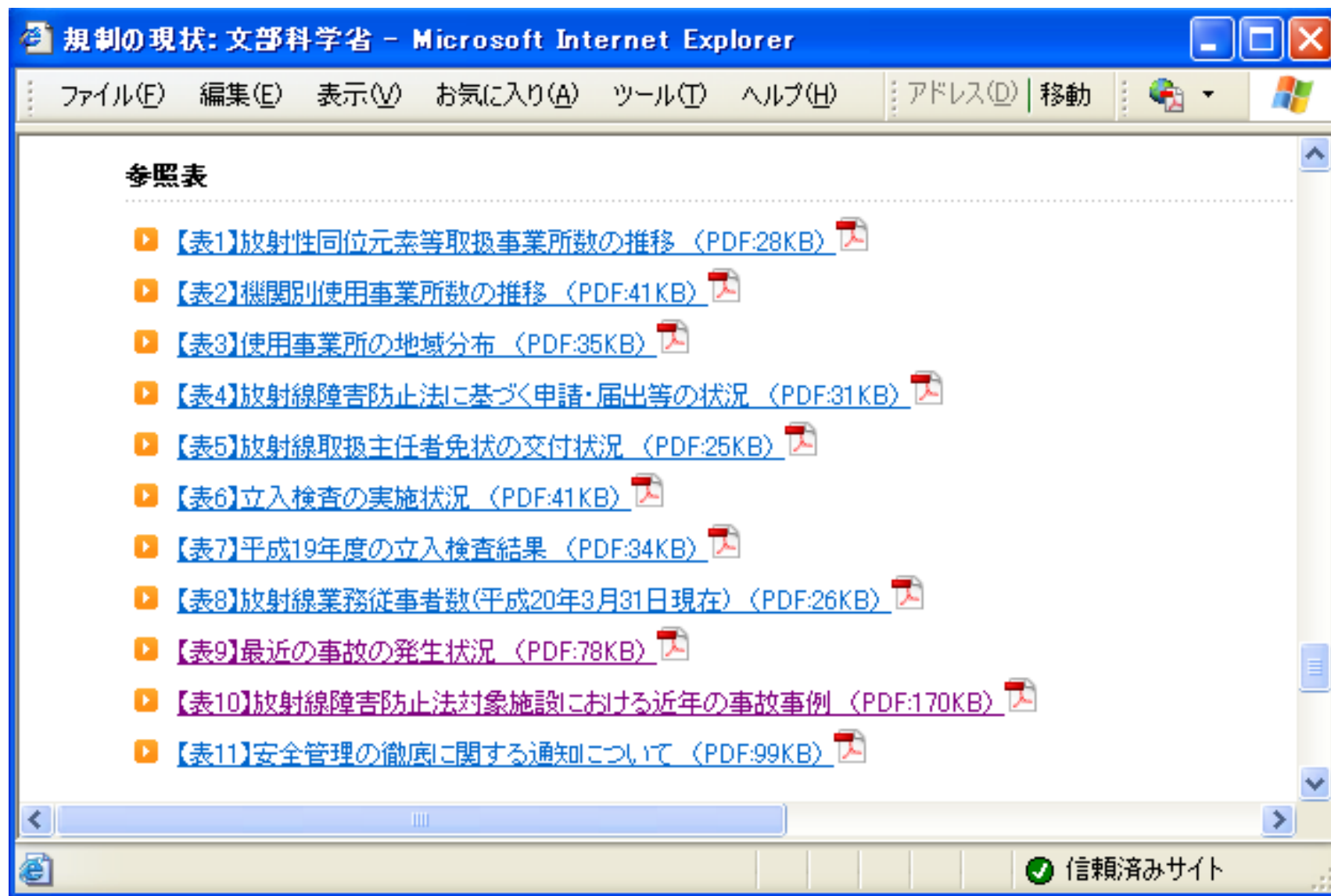
信頼済みサイト



## ① 「規制の概要」→「規制の現状へのリンクはこちらから」

→規制の現状

立入検査の実施状況や事故事例等の最新の資料が掲載されています(年1回更新)。



The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer browser window with the title "規制の現状: 文部科学省 - Microsoft Internet Explorer". The address bar is empty. The main content area displays a list of PDF documents under the heading "参照表". Each item is a blue hyperlink with a red PDF icon to its right. The items are:

- ▶ [【表1】放射性同位元素等取扱事業所数の推移 \(PDF:28KB\)](#)
- ▶ [【表2】機関別使用事業所数の推移 \(PDF:41KB\)](#)
- ▶ [【表3】使用事業所の地域分布 \(PDF:35KB\)](#)
- ▶ [【表4】放射線障害防止法に基づく申請・届出等の状況 \(PDF:31KB\)](#)
- ▶ [【表5】放射線取扱主任者免状の交付状況 \(PDF:25KB\)](#)
- ▶ [【表6】立入検査の実施状況 \(PDF:41KB\)](#)
- ▶ [【表7】平成19年度の立入検査結果 \(PDF:34KB\)](#)
- ▶ [【表8】放射線業務従事者数\(平成20年3月31日現在\) \(PDF:26KB\)](#)
- ▶ [【表9】最近の事故の発生状況 \(PDF:78KB\)](#)
- ▶ [【表10】放射線障害防止法対象施設における近年の事故事例 \(PDF:170KB\)](#)
- ▶ [【表11】安全管理の徹底に関する通知について \(PDF:99KB\)](#)

The browser's status bar at the bottom right shows a green checkmark and the text "信頼済みサイト".

## ② 「申請・届出等手続」

- 放射線源登録システムへのログインができます。
- 最新の手続様式がダウンロードできます。



別紙1 業種区分表 (PDF)

放射線源登録のページ

放射線源登録制度に係る報告を行う場合はこちらからログインして下さい。

「放射線源登録のページ」  
→放射線源登録システムへ

様式ダウンロード

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

- 手続様式
- 手続様式【放射線取扱主任者関係(試験、講習、免状)】
- 手続様式【放射線管理状況報告書関係】

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

- 手続様式

- …下記以外の手続様式 → 次ページに画面例
- …主任者試験, 主任者講習, 免状申請・再交付
- …放射線管理状況報告書はこちら

- …事業所外運搬に関する手続様式

## ② 「申請・届出等手続」→「手続様式」

手続様式の電子ファイルがワード形式でダウンロードできます。

The screenshot shows a web browser window displaying the website for the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The page title is 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」手続様式: 文部科学省 - Microsoft Internet Explorer. The address bar shows the URL: http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/boushihou/1261004.html. The page content includes a navigation menu with categories like 「原子力・放射線の安全確保」, 「原子炉等規制法による安全規制」, 「放射線障害防止法による安全規制」, 「原子力防災対策・環境放射能調査」, 「保障措置」, 「原子力損害賠償制度」, and 「申告・公益通報」. Below the menu, there are sections for 「審議会等」, 「トラブル関連情報」, 「関係法令集等」, and 「FAQ」. The main content area is titled 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」手続様式 and lists several downloadable Word templates:

- 様式第一 放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書 (Word:42KB)
- 様式第一中別紙様式イ 密封されていない放射性同位元素 (Word:347KB)
- 様式第一中別紙様式ロ 密封された放射性同位元素 (Word:167KB)
- 様式第一中別紙様式ハ 放射線発生装置 (Word:78KB)
- 様式第一 注 (Word:49KB)
- 様式第二 放射性同位元素の使用届 (Word:99KB)
- 様式第三 放射性同位元素の使用変更届 (Word:43KB)
- 様式第四 表示付認証機器使用・使用変更届 (Word:57KB)
- 様式第五 放射性同位元素の販売業・賃貸業届 (Word:88KB)
- 様式第六 放射性同位元素の販売業・賃貸業に係る変更届 (Word:41KB)
- 様式第七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄業許可申請書 (Word:41KB)
- 様式第七中別紙様式イ 廃棄物埋設以外 (Word:313KB)

On the right side, there are additional links for 「トピックス」, 「新着情報・ニュース」, 「保障措置声明2008」, 「原子力・放射線の安全確保」, 「国際免除レベルの法令への取り入れの基本的考え方について」, 「原子力・放射線の安全確保について」, 「原子炉等規制法による安全規制」, 「はじめに」, 「原子炉の設置、運転等」, 「核燃料物質、核原料物質の使用」, 「クリアランス制度について」, 「核燃料物質の輸送」, and 「資格試験」.

### ③ 「関係法令集」

法令，政令，府政令，告示，通知の閲覧・ダウンロードができます。

放射線障害防止法による安全規制: 文部科学省 - Microsoft Internet Explorer

http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/lawlist/1261329.htm

に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (PDF:14KB)

- 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件 (PDF:8KB)

通知

- 放射性同位元素等の適切な取扱いについて(通知) (PDF:13KB)
- 放射性同位元素の輸送物の表示に係る措置について(通知) (PDF:12KB)
- 放射性同位元素等の管理の徹底について(再通知) (PDF:66KB)
- 放射線管理状況報告様式の改定について (PDF:46KB)
- 放射線管理状況報告様式の改定について(様式)
- 北海道洞爺湖サミット等開催に伴う放射性同位元素等の管理の徹底について(通知) (PDF:9KB)
- 陽電子断層撮影法に用いられる放射性同位元素を製造する放射線発生装置及び合成装置に係る安全管理の徹底に関する通知の発出について
- 緊急時における連絡方法の変更等について (PDF:131KB)
- 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の一部改正等について (PDF:19KB)
- 放射線管理状況報告に際しての放射性同位元素等に関する点検及び報告依頼について
- 放射性同位元素等に関する保管管理状況の点検結果を踏まえた安全管理の考え方について(依頼)
- 放射性同位元素等に関する保管管理の徹底に関する通知の発出について
- PET廃棄物の規制緩和に係る放射線障害防止法関係省令等の改正について
- 文部科学省の庁舎移転に伴うお知らせ 注)平成19年12月3日付の最新通知をご参照下さい。(PDF:291KB)
- テロ対策関係省庁会議における確認事項を踏まえた放射性同位元素等の管理の徹底につい

信頼済みサイト

## ④ 「FAQ」

放射線障害防止法による安全規制に関する質問とその回答が閲覧できます。

The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer browser window displaying the FAQ page for the Radiation Protection Act. The page title is "放射線障害防止法による安全規制に関する質問: 文部科学省 - Microsoft Internet Explorer". The address bar shows the URL "http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/faq/1261260.htm".

The main content area is titled "原子力・放射線安全確保" (Nuclear and Radiation Safety Assurance). Below this title is a navigation menu with the following items: "原子力・放射線の安全確保", "原子炉等規制法による安全規制", "放射線障害防止法による安全規制", "原子力防災対策・環境放射能調査", "保障措置", "原子力損害賠償制度", and "申告・公益通報".

Below the navigation menu is a secondary menu with "審議会等", "トラブル関連情報", "関係法令集等", and "FAQ".

The main heading is "放射線障害防止法による安全規制に関する質問". Below this heading is a list of questions:

- Q1. 放射性物質等を発見した場合にはどうすればよいのですか？
- Q2. 放射線を放出する物質を使用したいのですが、許可が必要ですか？
- Q3. 平成17年6月1日付の法令改正で何が変わったのですか？
- Q4. 放射性同位元素等使用施設において事故が発生した場合はどうすればよいのですか？
- Q5. 放射線障害防止法関係の申請書類の正本・副本の違いは？
- Q6. 放射性有機廃液を引き取ってくれる業者はあるのでしょうか？
- Q7. 放射性物質を体内に取り込んでしまった場合、被ばく線量を計算するにはどうしたらよいのですか？
- Q8. 放射性同位元素等を使用等している民間企業、国・地方公共団体、独立行政法人の合併

On the right side of the page, there are several navigation buttons and a list of related topics:

- トピックス
- 新着情報・ニュース
- 原子力・放射線の安全確保
  - 国際免除レベルの法令への取り入れの基本的考え方について
  - 原子力・放射線の安全確保について
- 原子炉等規制法による安全規制
  - はじめに
  - 原子炉の設置、運転等
  - 核燃料物質、核原料物質の使用
  - クリアランス制度について
  - 核燃料物質の輸送

The browser's status bar at the bottom indicates "信頼済みサイト" (Trusted Site).